

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理及び法令順守の重要性を認識し、社会的責任の遂行や経営の健全性の向上を図ることを目的として、より一層の株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。
また積極的な情報開示を行い、経営の透明性、公平性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を順守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニコン	646,700	10.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	606,300	9.87
佐々木 嘉樹	205,000	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	195,700	3.18
嶋 村 清	193,600	3.15
アバールグループ社員持株会	179,919	2.93
株式会社日本マイクロニクス	119,600	1.94
レーザーテック株式会社	109,500	1.78
イーソル株式会社	107,000	1.74
奥村 龍昭	95,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

割合は、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有割合となります。
また、当社所有の自己株式 1,281,137株があります。なお、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が保有する当社株式 16,200株は当該自己株式に含めておりません。

大和証券投資信託委託株式会社から、大量保有報告書の提出があり、以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として事業年度末日における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者名: 大和証券投資信託委託株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

提出日: 2020年2月6日
報告義務発生日: 2020年1月31日
所有株式数: 390,600株
株券等保有割合5.27%

なお、2020年4月21日付で大和アセットマネジメント株式会社に商号変更した旨の変更報告書が提出されています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金子 健紀	公認会計士											○
金澤 健一	他の会社の出身者					△		△				○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 健紀	○	○	1998年6月当社監査役に就任し、1999年5月に金子公認会計士事務所を開設し所長(現)を行っております。2017年6月当社取締役(監査等委員)(現)となり、独立役員に指定しております。	独立役員として指定しております社外取締役の金子健紀氏は公認会計士であり、金子公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と同氏及び金子公認会計士事務所との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。
金澤 健一	○		社外取締役の金澤健一氏は株式会社ニコンの出身者であります。当社と株式会社ニコンとの関係といたしましては、当社の株式を 646,700株(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する所有株式数の割合として2020年3月31日現在10.53%)所有しております。また、年間 940百万円(2020年3月期実績)の当社との販売取引関係が存在しております。	当社関連業界の、豊富な知識および経験を有しており、その豊富な経験から取締役等の業務執行を適切に監視等できるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、客観的かつ中立な立場であることから選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を置くことにより、十分な情報の収集及び適切な情報伝達並びに会計監査人や内部監査室との綿密な連携を行っていることから監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。
なお、監査等委員会から要請があった場合、意見を十分に考慮し検討し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況は、定期的に情報共有の場を持っており、各監査の方針や計画及び期中に発生した課題について情報交換を実施しております。また、会計監査人による監査報告会は、監査等委員と内部監査室長も出席し、具体的な決算上の課題や今後の留意事項について意見交換しております。
また、部門ごとに年2回行われる定期内部監査に監査等委員も出席し、適宜に質問や意見・見解を提供するなど、円滑な内部監査の実施に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

金子健紀氏は、証券取引所の定める一般株主と利益相反のおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を決議しております。
これは、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の2020年3月期の報酬につきましては、1億円以上となる者はいないため、個人別の報酬額を開示しておりません。

2020年3月期において支払った年間報酬総額は136,371千円となります。

役員区分ごとの報酬等の総額は次のとおりとなります。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)4名の報酬等の総額は109,554千円。その内訳は次のとおりです。
基本報酬は57,873千円、賞与は44,160千円、譲渡制限付株式報酬は7,521千円。

監査等委員(社外取締役を除く。)¹名の報酬等の総額は18,030千円。その内訳は次のとおりです。
基本報酬は9,687千円、賞与は7,176千円、譲渡制限付株式報酬は1,167千円。
社外役員2名の基本報酬の総額は8,786千円。その内訳は次のとおりです。
基本報酬は4,680千円、賞与は3,588千円、譲渡制限付株式報酬は518千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)²の報酬等の限度額は年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額5,000万円以内とすることを、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において決議しております。

役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を定めております。

基本報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度額内で世間水準及び社員とのバランスを考慮し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)³は取締役会の協議を経て代表取締役社長である菊地豊が決定し、監査等委員は監査等委員である取締役の協議により決定しております。個別の報酬額につきましては、その役割と責務を勘案し決定しております。

役員賞与は、取締役会で定める役員賞与算定表を基準に算出し、基本報酬と同様な手続きに従い決定しております。また、その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益についても、基本報酬と同様な手続きに従い決定しております。

また、2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を決議しております。

これは、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において決議された報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)⁴は年額4,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役は、年額1,000万円以内とすることが決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は非常勤であります。サポート体制としては、常勤の監査等委員より非常勤の監査等委員に監査資料の説明及び日常監査の報告を行い、情報共有と意見交換を随時行っております。また、取締役会等の資料に関しても事前説明や配付を行って漏れなく報告する体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査等委員会設置会社であります。

取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速化・効率化を図るとともに、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員に、取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと考え採用しております。

役員構成は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)⁵4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。また、迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指しております。

取締役の牽制機能として、取締役会は原則月1回定期的に開催し、会社の重要事項などについて、経営の基本方針に基づき法令及び定款に違反なきよう慎重に審議しております。

監査等委員は常勤、非常勤を問わず取締役会に出席し、業務執行権限の取締役の職務執行に対する監督を強化するとともに、適宜意見表明等を行い経営のチェックを行います。

なお、全般的なリスク管理体制の整備については、中期経営計画及び年度経営計画にて、現在における事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針と施策を立案しております。また、今後における事業環境を踏まえて、コンテンツエンジンプランを同時に策定し、急激な事業環境の変化が予想される場合には、これを実施できる態勢にて経営に臨んでおります。近年の経営環境の厳しさから、当社を取り巻くリスク要因も増大しており、経営リスク等を個別にリストアップし、組織的なリスクマネジメントを強化してまいります。さらに、各組織が法令の遵守やリスク回避等に努め、その状況を定期的に検証するなど、企業におけるコンプライアンスやリスク管理について体系的に取り組む仕組みを整備してまいります。加えて、会計監査人より年間監査計画に基づいた会計監査及び内部統制監査を受けるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実などについても適宜アドバイスを受けております。また、弁護士と顧問契約を締結し、コンプライアンス等に関して適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速化・効率化を図るとともに、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員に、取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定しております。過去5年間の開催日は次のとおりであります。 第57期定時株主総会は、2016年6月24日開催。 第58期定時株主総会は、2017年6月23日開催。 第59期定時株主総会は、2018年6月22日開催。 第60期定時株主総会は、2019年6月21日開催。 第61期定時株主総会は、2020年6月23日開催。
その他	株主総会招集通知については、発送に先立ち当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し次のアドレスに掲載しております。 https://www.avaldata.co.jp/ir/keiei/keiei05	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会を開催するなど、積極的なIR活動を行っております。 具体的な活動状況といたしましては、一般個人向け決算説明会及び厚木事業所の工場見学会を開催しております。 説明会資料は、弊社ホームページに掲載しております。 また、弊社ホームページに四半期ごとの説明会資料を掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会は年度末決算発表及び第2四半期決算発表後を基本として実施しております。 説明会資料は、弊社ホームページに掲載しております。 また、弊社ホームページに四半期ごとの説明会資料を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期ごとの決算短信、四半期報告書、有価証券報告書を掲載しております。また、決算情報および決算情報以外につきましても、適時開示等を行った内容を掲載しております。 また、業績説明会の開催情報及び説明会の資料につきましても、あわせて掲載し、公平な情報提供を行っております。	
その他	個別ミーティングを随時開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の遵法性の観点より社会と調和した「良き企業市民」として社会から信頼を得られるよう、「アパールグループ行動憲章・行動規範」を2006年4月1日に制定し、これらの周知徹底に努めており、社内通報制度を活用し信頼される企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001に基づく環境保全活動を始め、地域のクリーンキャンペーンへの参加や、ユニセフ及び災害時の支援等々を実施しております。 また、弊社ホームページにて実施状況等を掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「アパールグループ行動憲章・行動規範」を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
- (2) 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。
- (3) 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。
- (4) 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アパールグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理(廃棄含む)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- (2) 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- (3) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- (4) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。
- (5) 企業活動の継続性(Business Continuity Plan)の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- (2) 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的(月次)に取締役会で各業務状況を報告する。
- (3) 取締役等で構成される経営会議を定期的(月次)に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- (4) 代表取締役社長の指示のもと、毎期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、基本方針はグループ全体に適用する。
- (2) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
- (3) 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
- (4) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (3) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。
- (2) 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用状況及び通報の内容
 - ・リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- (1) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- (2) 必要な場合には、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等)との意思疎通を図れる体制を確保する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アバーグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化して周知徹底を図るとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（その整備状況）

当社グループは、役員及び従業員が、高い倫理観をもって行動ができるよう法令等遵守の基準を定めた「アパールグループ行動憲章・行動規範」を制定している。また社長直属の内部監査室が内部監査方針や計画を立案し、その方針及び計画に基づき、各部の業務執行の有効性・効率性と財務報告の信頼性、関係法令への準拠性、資産の保全について内部監査を実施しております。

なお、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、（図表1）を参照。

（適時開示体制）

1. 会社情報の適時開示における基本方針

当社は、上場会社としてその社会的責任を十分認識し、経営の透明性と健全性の確保に努め、諸法令の遵守のもと、株主、投資家に対して投資判断に影響を及ぼす会社情報の迅速かつ的確な情報開示に取り組むことを基本方針としております。

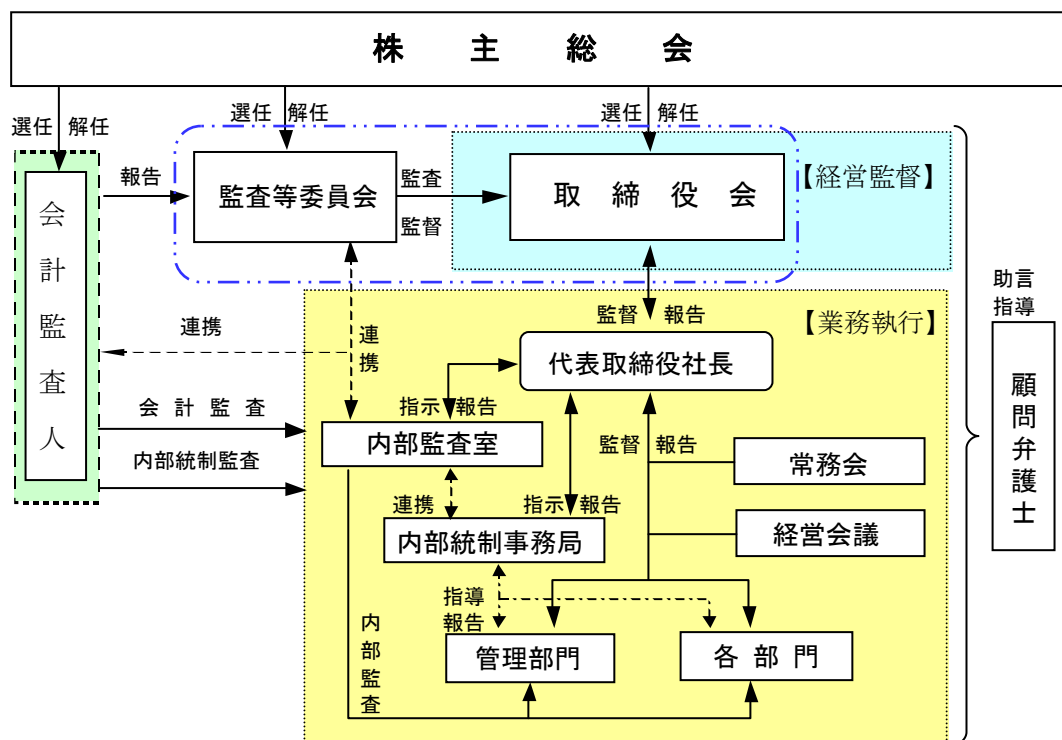
2. 内部情報の管理について

社内の情報等の運用については、情報管理規程等により管理を行っております。

また、当社の役員及び社員においては「インサイダー取引防止規程」を定め証券市場に対するインサイダー取引の未然防止と内部情報の管理等の徹底に努め社会的信用の確保を目指しております。

なお、適時開示体制の模式図は、（図表2）を参照。

(図表 1)



(図表 2)

